

目次

1. [証券税制関連](#)
 - (1) [短期社債等に関する支払調書の提出義務の免除](#)
 - (2) [社債に関する利子の非課税化](#)
 - (3) [株式配当二重課税の見直し](#)
 - (4) [株式の配当課税の軽減・簡素化](#)
 - (5) [個人投資家に関する金融所得の包括課税\(二元的所得課税\)の導入](#)
 - (6) [不動産証券化促進税制の拡充](#)
2. [企業経営効率化関連税制](#)
 - (1) [連結納税制度における付加税の廃止](#)
 - (2) [外形標準課税](#)
 - (3) [欠損金の繰戻し還付・繰越期間の延長](#)
 - (4) [不動産関連税制](#)
 - (5) [有限責任事業組合\(仮称:LLC・LLP\)制度の導入](#)
 - (6) [法定実効税率の引下げ](#)
 - (7) [外国税額控除制度の見直し](#)
 - (8) [投資促進税制の拡充](#)
3. [企業年金に係る税制の整備](#)
 - (1) [特別法人税の撤廃](#)
 - (2) [確定拠出年金に係る課税の見直し](#)
 - (3) [税制適格年金における時価主義の導入](#)
 - (4) [過去勤務債務の一括償却](#)

1. 証券税制関連

直接金融市場、証券市場に資金を流入させることがわが国経済の喫緊の課題でもあるにもかかわらず、ペイオフの実質的延期、国債の利子に対する非課税案が出される、郵便貯金が税・預金保険料で優遇を受けているなど、足下では間接金融、公的金融が保護される仕組が温存されている。そのような環境で証券市場に資金を流入させるには、大胆な証券税制改革が必要であるため、以下の税制措置を講じられたい。

(1) 短期社債等に関する支払調書の提出義務の免除

支払調書の導入は、卓越した機能の発揮を期待されて誕生した電子CPのメリットである「低コスト」・「省力性」、ならびに現行手形CPに対する「優位性」を根本から失わせることとなり、取引ボリュームが大幅に減少する懸念がある。その結果、決済システムの初期投資の回収もままならず、取引の増加に伴う手数料の引下げも望めず、電子CP市場の健全な発展が阻害されてしまうことを恐れる。

従って、短期社債(電子CP)に支払調書の提出を義務付けることに反対する。以下、詳細説明。

1) 電子CP登場の意義と期待

コマーシャルペーパー(CP)は、直接金融の中で企業の短期資金調達手段として中心的な役割を担うものであり、また投資家にとっても、短期金融商品として重要な運用手段である。電子CPは、無券面化された有価証券としての性質から、発行コストの削減、券面デリバリーリスクの回避、発行・流通・償還

の各フェーズにおける迅速化、事務の徹底した効率化など、現行の手形CPと比較して、格段に高いパフォーマンスが期待される商品として誕生した。

つまり、電子CPの存在意義は、あらゆる場面で電子的に取引が行われることで、前述の期待されるパフォーマンスが全ての取引局面でメリットとして享受できるところにある。

2) 支払調書の不合理性

仮に、電子CPの取引に関し、支払調書の提出を義務付けるとすれば、この優位性を大きく損なうといわざるを得ない。現行の手形CPさえその義務は課されておらず、この支払調書の作成・提出によって電子CPが誇るべきコストと省力性のメリットが大きく損なわれるからである。

関係者は支払調書提出のためだけに「対応システム投資」、「人員の配置」などの対策を迫られることになり、直接的なコストの発生や、電子CPの手数料としての上乗せコストの発生など、有形無形の追加コストの発生が避けられない。発行体、金融機関、振替機関のいずれがその支払調書の作成・提出を義務付けられたとしても、コストと省力性のメリットを大きく損なうことになる。

また、発行体のみならず投資家・資金運用の立場からも、支払調書提出が義務付けられることによって、将来的に、「T+0」と「DVP」の実現により日々の資金過不足の調整弁としての機能を期待される「電子CP」を発行・購入しようとするモチベーションが著しく低下することは疑いの余地がない。

3) わが国金融資本市場の発展のために

上記のように、卓越した機能発揮が期待される電子CPは、関係者の長年の努力がようやく実を結んで誕生した、わが国で初めて完全無券面化された有価証券である。

欧米諸国には、先進的な決済制度に立脚する巨大な金融資本市場が存在するが、これに肩を並べ、世界的な金融資本市場の自由競争へわが国が本格的に参入して行けるかどうかは、最初の一里塚としての電子CPの成否にかかっている。

さらにこの6月には、この電子CPを足がかりに、国債、社債などを電子化の対象とした「証券決済システム改革法」が可決・成立し、わが国金融資本市場のさらなる発展への基盤が整備されることとなった。電子CP市場創設とその成長は、わが国金融資本市場発展の喫緊の課題と捉える必要がある。

すなわち、電子CP市場の育成は金融資本市場のみならず日本経済の再生と生き残りをかけた取組みに他ならないことを関係各位にご理解頂きたい。

(2) 社債に関する利子の非課税化

財務省は来年新設予定の個人向け国債について、利子にかかる所得課税を非課税にする方向で検討すると発表した。一方で、冒頭でも申し上げたが、わが国の経済を活性化させるためには、直接金融市場、証券市場に対しても、現在の間接金融、公的金融へ行おうとしている措置を上回る思い切った税制面での措置を行い、直接金融市場、証券市場へ資金を流入させることが不可欠であると考えます。

したがって社債に関しては、その保有が個人(居住者)のみならず、非居住者、内外国法人にいたるあらゆる範囲にまで利子課税を非課税とし、証券市場への資金の流入促進、投資家層の厚みの形成の促進を図ることが重要であり、次の3点を強く要望する。

1) 個人(居住者)が受領する国内社債の利子にかかる所得課税の非課税化

2) 事業法人・指定金融機関いずれもが受領する社債等の利子の非課税化
(租税特別措置法8条)

3) 非居住者又は外国法人に支払われる国内社債の利子の非課税化
(所得税法161条、164条、178条、法人税法138条、141条等)

(3) 株式配当二重課税の見直し

1) 現在、我が国においては、株式の配当に対し、法人税及び所得税が重複して課されるという「二重課税」問題が存在している。

2) 個人株主については、二重課税を調整する方法として、「配当所得税額控除制度」が採用されているものの、当制度には、(a)二重課税の排除効果自体が極めて限定的であること、(b)所得段階が低いほど二重課税の排除効果が小さ

くなる「逆進性」が強いこと、(c)国際的に見て、中立性、二重課税の排除効果の両面において不十分な状態に止まっていること等、の点で大きな問題がある。

- 3) 一方、法人株主については「受取配当の益金不算入制度」が採用されているが、同制度においても益金不算入率が50%に制限されてしまった(平成14年度の税制改正で80%から50%へとさらに制限されることとなった)ことに加え、特定利子に係る措置が廃止されたことに伴い、結果として特定利子に係る措置の廃止だけでも益金不算入額が縮小してしまうことになり、一層二重課税の排除効果が不完全な状態になってしまった。
- 4) 二重課税の存在は、(a)投資家の投資意欲を阻害していること、(b)企業にとっては、全額損金算入が認められる借入金の支払利子に比べ、株式配当の負担を実質的に高める効果があることから、資金調達手段の選択、ひいては資本構成に歪みを生じさせていること、(c)国際的にみて、二重課税排除の程度が不十分であるため、我が国企業の国際競争力が不当に阻害されていることなどの点で、企業の資金調達の円滑化の観点から、多大なる悪影響があることは疑い得ないところである。
- 5) 従って、企業の資金調達の円滑化に資するべく、インピュテーション方式の採用等配当二重課税を排除する方策が検討されるべきである。

(4) 株式の配当課税の軽減・簡素化

- 1) 株式市場の活性化のためには、家計の有する資産を株式市場に供給するために、個人投資家が株式関連商品を保有するインセンティブを高めることが重要である。家計の有する貯蓄を金融資本市場に供給する資金ルートとして、株式等に加えいわゆる市場型間接金融(仲介機関が資本市場を用いて調達した資金を原資として企業に資金供給すること)など、新たな手法の重要性が増してきていると考えられるが、現在の金融所得税制は、複雑であり、また、中立性が保たれていない場面も少なくない。

我が国の株式は、比較的安定した配当をする銘柄が多く、さらに、昨今の株式市場低迷の情勢では、配当が、個人投資家の株式に対する魅力となっていることには疑いはなく、これに対する税制を預貯金並みのものとすることによって、株式市場への家計資産の流入を促進することが期待できる。具体的には、以下のような措置を講じる必要がある。

1. 日確定申告を要しない配当所得の範囲を拡大し、1回あたりの支払額25万円、その配当の計算の基礎となった期間が1年以上の場合は50万円までのものとし、配当所得にかかる源泉分離選択課税の制度を廃止する。同時に、地方税については、非課税となる範囲を1回あたりの支払額25万円、その配当の計算の基礎となった期間が1年以上の場合は50万円までのものとする。
2. 配当控除の控除率が国税で配当所得の100分の10、地方税で100分の2.8とされる範囲を課税総所得金額2,000万円まで拡大する。

(5) 個人投資家に関する金融所得の包括課税(二元的所得課税)の導入

- 1) 日本において企業の資金調達は銀行借入を主とする間接金融市場中心であり、1997年秋以降、金融機関の破綻危機が国全体の経済への悪影響を及ぼす等の弊害を考慮すれば、直接金融市場の活性化が急務である。
- 2) そのためには、個人投資家の投資意欲を刺激し、個人資産運用における預貯金から株式投資へのシフトする際の障害となるような税制は改正すべきだと考える。
- 3) 従って、直接金融市場の活性化のためには、所得税率水準との勘案のうえ、金融所得の範囲内で損益通算を前提とする包括的課税を導入すべきである。

(6) 不動産証券化促進税制の拡充

平成13年9月に日本で初めての不動産投資信託(日本版REIT)が東京証券取引所に上場されるなど、今後、不動産投資市場の活性化が期待できる。

証券税制の見直しと歩調を合わせ、不動産証券税制の見直しを進めることにより、投資市場全体の活性化を図ることが重要である。

今後、不動産証券化商品については、申告分離課税の税率(26%)や、小額配当

申告不要制度の限度額(10万円)などについて株式同様の措置を講じてゆくべきである。さらに、株式についての少額譲渡益非課税制度と同様の措置も適用してゆくことが必要である。

2. 企業経営効率化関連税制

企業組織再編に対し税制の中立性を確保することにより、経営者の自由な企業組織の選択を可能にし、戦略的に事業再構築を行うことができる環境を整備する必要があるため、以下の税制措置を講じられたい。

(1) 連結納税制度における付加税の廃止

- 1) 企業の事業組織の選択は、本来、その競争力・企業価値を最大化する観点から決定されるべき事項である。そこで企業の事業組織選択に対する税制の中立性を確保し、経営者が分社化、持株会社化等の戦略的な事業組織の再構築を経営の効率化の観点から実現することが可能となるよう、一定の企業グループ内で各会社の損益を通算して法人税額を算出する方式で導入された連結納税制度は、わが国の産業の国際競争力の維持強化のために不可欠の制度であるといえる。
- 2) 一方、制度導入による税收违法への対応策として2%の付加税が2年間の期限付きながら導入された。
- 3) この付加税の導入が妨げとなり、連結納税制度の採用を見送る法人がかなりの数に上っているといわれており、制度導入の柱である分社化、持株会社等の戦略的な事業組織の再構築を経営の効率化の観点から行おうとする精神が損なわれてしまうことは本末転倒であるといえる。連結納税制度における付加税については、次期の税制改正で撤廃されるべきである。

(2) 外形標準課税

担税力のない法人に対し新たな税負担を強い、企業の雇用や投資活動に悪影響を及ぼすだけでなく、世界の流れにも逆行した賃金を課税標準とする法人事業税の外形標準課税化には反対である。

(3) 欠損金の繰戻し還付・繰越期間の延長

企業にとって、課税上の期間損益の通算は、長期的な視野に立った経営を行なう上で非常に重要である。しかし、現行法人税における欠損金の扱いは、繰越控除については5年間であり、繰戻し還付についても1年間に限られている。

一方で、例えば、アメリカでは2年間の繰戻しと20年間の繰越し、イギリスでは3年間の繰戻しと無制限の繰越しが認められており、諸外国と比較してわが国の現行制度は大変不利な扱いとなっている。

欧米諸国との国際的整合性の観点から、法人税の一般的な制度として繰戻し還付および繰越控除期間の一層の延長を要望したい。

(4) 不動産関連税制

土地の有効利用を活性化させるためには、円滑な不動産取引を促進すべく税制の見直しが必要である。

不動産には、その流通段階において、不動産取得税、登録免許税、印紙税、消費税(建物)、特別土地保有税(取得分)、事業所税(新增設分)などが課されている。このように現状では、他の資産と比較しても過大な課税を幾重にも負担しており、これらの課税の合理化が必要である。

不動産の流動化はバランスシートの効率化、企業財務体質の強化につながる。したがって不動産の流動化を促進する為に、登録免許税を手数料化するとともに、不動産取得税を廃止すべきである。また、特別土地保有税や事業所税は廃止を含め見直すべきである。さらに、法人の譲渡益重課制度(平成15年12月31日まで適用停止中)は廃止することが必要である。

(5) 有限責任事業組合(仮称:LLC・LLP)制度の導入

米国では、州法によるLLC(Limited Liability Company)、LLP(Limited Liability Partnership)といった事業形態が認められている。これは匿名組合のように、設立された事業体の段階では所得課税を行わず、その損益を出資者の損益と通算するという性質を有する。また、全ての出資者を有限責任とし、事業体がそれ自体として財産の所有、業務執行を行う有限責任会社の利点を併せ持つものである。

複数の企業が共同して、リスクの高い新規事業に進出するため、または事業の再構築を進めるための手段として極めて有効であるので、同様の仕組みを導入すべきであると考える。

(6) 法定実効税率の引下げ

法人税の実効税率は約41%であり、ほぼ米国並みの水準となっているが、英国が30%であるのを初めとして欧州諸国における法人税率の引下げなど、諸外国では引続き法人税率軽減の傾向にある。

また、中国をはじめ、多くの国々が外国からの投資を促進するための経済特区を設け税制優遇措置を講じている。わが国もこのような国際的なトレンドを取り入れ、欧州諸国並みの水準まで軽減を図るべきである。

(7) 外国税額控除制度の見直し

先進諸外国では、国税・地方税を合わせた税収に対する法人課税の割合は10%前後であるのに対して、わが国では20%を超える高い水準にある。

このため、わが国の各企業は、海外における海外子会社の利益を本社に配当することなく、海外において再投資を行いグループ全体の税負担を軽減しようとする行動に出がちである。

したがって、企業の海外活動が活発化する中で、海外活動の成果を国内へ還元しわが国の企業の国際競争力を向上させるために、また海外からの投資をわが国に積極的に呼び込み、経済の活性化を図るために外国税額控除制度の拡充が不可欠である。

具体的には、外国税額控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間は現在3年であるがこの一層の延長を図ること、また間接税額控除の対象となる関連会社の出資比率の要件は現在25%であるが、これをせめて米国・英国並みの10%以上を目標として緩和することが必要である。

(8) 投資促進税制の拡充

日本経済が今後持続的に安定して成長してゆくためには、創造的科学技术立国としての道を目指し、産官学の連携、知的財産の活用、経済・社会全般に渡るIT化等を国全体の戦略と捉え、新産業・新事業の起業を予算の重点配分などと共に税制においても支援してゆくことが重要である。

具体的には、業種分野を限定しない試験研究費の一定額の税額控除、新規取得研究開発用資産の即時償却、IT投資の一定額の税額控除と取得資産の即時償却制度の選択適用を認める制度の導入が必要である。

さらに、創業、ベンチャー支援税制として、創業後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除制度、創業直後の企業に対する出資の一定割合の税額控除、エンジェル税制の拡充、投資時点での税額控除制度の創設、現行エンジェル税制にかかる適用要件「外部資本3分の1導入」の見直し、現行エンジェル税制の譲渡益圧縮の特例にかかる株式保有期間にかかる要件「公開後1年以内」の見直し)が求められる。

3. 企業年金に係る税制の整備

企業年金については、先の国会において私的年金2法が成立したことにより、労使合意の下で自由な制度設計が可能となる基盤が整備されつつある。しかし税制上の制約により、労使双方にとって使い勝手の良い企業年金制度を構築することが難しい状況にある。

(1) 特別法人税の撤廃

- 1) 特別法人税については、平成15年3月までで凍結の延長期切れとなる。特別法人税の存在が、今般制度が導入された確定拠出型年金制度の普及や、今後企業年金法の下で運用されていく確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の運用に多大な影響を与えることが予想されるため、廃止を強く要望させていただきたい。
- 2) 諸外国においては年金税制を拠出時・運用時非課税、受給時課税とするのが通常であり、我が国のように運用時に課税する例はない。特別法人税の課税については、前述の通り現在凍結中であるが、これが再び課税されることとなった場合、新企業年金や確定拠出型年金の運営上大きな負担となり、公的年金を補完する役割を担う企業年金制度の普及がかえって遅れる恐れが強い。このような特別法人税については、今後企業年金制度が果たす役割についても十分に考慮した上で、本年度税制改正において撤廃されるべきである。
- 3) 年金税制については、拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則を徹底し、現役世代の課税最低限を上回らない水準にまで受給時の課税最低限を引き下げるべきであり、公的年金等控除については縮小・廃止すべきである。

(2) 確定拠出年金に係る課税の見直し

確定拠出年金法案の成立により、労使双方にとって、企業年金制度の選択肢が広がることとなった。しかし、拠出限度額が低すぎることで、労使のマッチング拠出の禁止等の制約があるため、企業は退職給付制度の見直しに際して、確定拠出年金を見直しのメインの制度として位置づけることが難しい。確定拠出年金は貯蓄ではなく、あくまでも自助努力による老後の生活保証の為の年金であることに留意し、より使いやすい制度としていくことが必要である。

拠出限度額の早期引上げ、マッチング拠出の容認、老齢給付金の給付開始年齢の弾力化といった措置を講ずるべきである。

(3) 税制適格年金における時価主義の導入

税制適格年金が簿価主義であることの問題点は次の通りである。

- 1) 退職給付会計が時価主義であることとの整合性がとれない。
 - 2) 厚生年金基金が時価主義であることとの整合性がとれない。
 - 3) 簿価主義の場合、運用機関の入替えなど、効率化を行うための施策を実行した場合に、必要以上に実現損益が発生し、それにより企業本体のキャッシュフローに影響を与えること。
 - 4) 運用は時価の極大化を目指すものであり、簿価の極大化には意味がないことから、運用収益の計測は時価ベースで管理することがもはや常識となっていること。
 - 5) 必要以上の実現益捻出は、運用の効率性を阻害すること。
 - 6) 時価に対する割合で算定することが合理的との判断から、信託銀行、投資顧問会社の報酬は時価ベースに基づく場合が多いこと。
- などである。

さらに、新企業年金法の施行により、10年後には時価主義になるが、10年後では遅く、将来時価主義に移行するのであれば早急に対応すべきである。

実態的には、簿価であることを求められているのは税制適格性のみであり、他の実務では時価をベースに行うのが今後の主流である。以上から、厚生年金基金では時価ベースに移行したこともあり税制適格年金も時価主義を採用すべきである。

(4) 過去勤務債務の一括償却

確定給付企業年金制度と併せて、既存制度からの円滑な移行を図る観点から、過去勤務債務の一括償却が認められるべきである。

以上

